

島原本広第124号
平成30年5月22日

鳥取県知事
平井伸治様

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員
清水希茂

原子炉等規制法の改正に伴う島根原子力発電所3号機の
新規制基準への適合性申請について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、島根原子力発電所2号機における新規制基準への適合性について、平成25年12月25日、原子炉設置変更許可申請を行い、国の審査を受けているところでございます。

この度、島根原子力発電所3号機についても、新規制基準への適合性について国の審査を受けることとし、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づき、原子炉設置変更許可申請書および概要書を添えてご報告いたします。

当社といたしましては、島根原子力発電所の安全性を不断に追求し続けるとともに、地域の皆さまのご理解を得られるよう努めてまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

<添付書類>

- ・島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉施設の変更）
- ・原子炉設置変更許可申請の概要について（島根原子力発電所3号機）